

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

2021年11月
東春信用金庫

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）対策を経営上の最重要課題の一つと位置付け、以下の措置を講じ、一元的な内部管理態勢を構築してまいります。

1. 組織態勢

- (1) 当金庫のリスク管理の最終意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を認識・理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者及び主管部を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部連携の下、組織全体で横断的に対応します。
- (3) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して役割及び責任を明確にし、適時・適切に対応できる庫内態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策

- (1) リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- (2) リスクの特定・評価及び低減措置については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。

3. お取引時の確認

当金庫は、関係法令に基づいたお取引時の確認を実施するとともに、お客さまのお取引の内容等を適切に管理します。また、反社会的勢力を含め、当金庫が定める顧客管理を実施できないと判断した不適切なお客さまとの取引等については、取引の謝絶等のリスク遮断に努めます。

4. 疑わしい取引の届出

- (1) 当金庫は、疑わしい取引について適時・適切に検知・監視・分析できる庫内態勢を整備します。
- (2) 当金庫は、お取引時の確認、取引モニタリングにおける異常検知及び営業店からの報告等により、疑わしい取引に該当すると判断した取引について、速やかに当局に対して届出を行います。
- (3) 当金庫は、適時・適切に疑わしい取引の届出を行うため、役職員に継続的な研修を実施し、関係法令等の周知・徹底を図ります。

5. 経済制裁及び資産凍結

制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 研修等の実施

当金庫は、継続的な研修を通じて、全役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況を検証し、その検証結果を踏まえて継続的に庫内態勢の改善に努めます。

以上